

生活福祉資金（緊急小口資金等の特例貸付）のご案内

○本資金は貸付金であり償還が必要となりますが、今回の特例措置では新たに償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯については償還免除の特例が設けられています。

緊急小口資金 特例貸付

- 貸付対象 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。
- 貸付限度額 一世帯につき 20 万円以内（ただし以下の①から⑥までのいずれかに該当する場合に限る。該当しない場合の貸付限度額は 10 万円以内。）
 - ① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 4 人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に以下に該当する子の世話をを行うことが必要となった労働者
がいる場合
○新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
○風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
 - ⑤ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する場合
 - ⑥ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合
- 据置期間 貸付の日から 1 年以内
※令和 4 年 3 月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和 4 年 3 月末まで延長。
- 償還期間 据置期間終了後 2 年以内
- 貸付利子 無利子 *償還期限後は年 3%の延滞利子が生じます

申込みに必要なもの

- 本人確認書類（住民票、健康保険証、運転免許証等）
- 申込者の預金通帳又はキャッシュカード、銀行印
- 新型コロナウイルス感染症の影響で減収したことが確認できる書類（給与明細、通帳等）

貸付金の交付方法

- 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

申込受付窓口

- お住まいの市町村社会福祉協議会となります。

<実施主体> 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

<問合せ先> 〒020-0831盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内

TEL019-637-4496 FAX 019-637-9722

総合支援資金（生活支援費）特例貸付

生活再建までの間に必要な生活資金の貸付を行います。

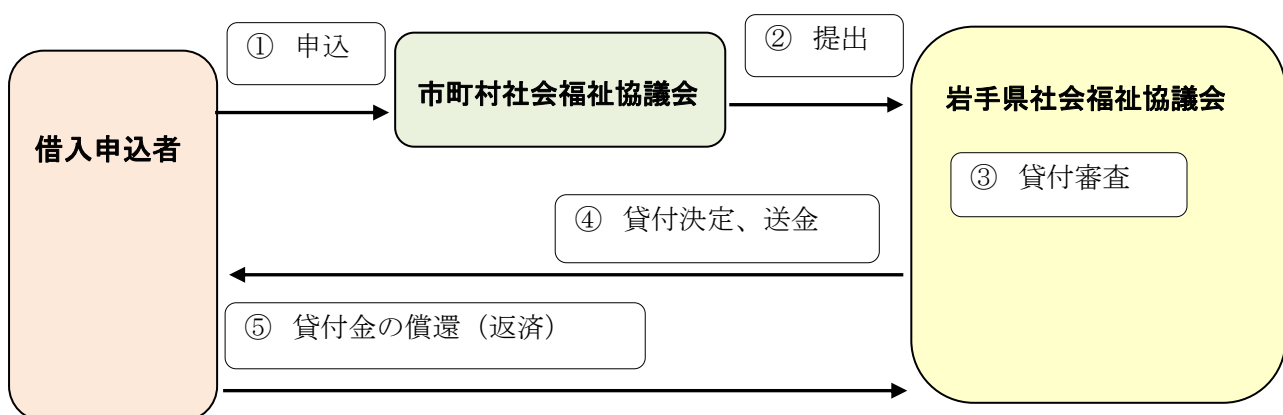
- **貸付対象** 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。
- **貸付限度額** (単身) 月 15 万円以内
(二人以上) 月 20 万円以内
※貸付期間は原則 3 月以内
※引き続きお困りの状況が続く、一定の要件に該当する場合、延長貸付（3 月以内）及び再貸付（3 月以内）の利用が可能。（自立相談支援機関の支援を受けることが必要）（延長貸付については受付期間等要件あり）
- **据置期間** 貸付の日から 1 年以内（※従来の 6 月以内とする取扱を拡大）
※令和 4 年 3 月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和 4 年 3 月末まで延長。
- **償還期間** 据置期間終了後 10 年以内
- **貸付利子** 無利子 * 償還期限後は年 3 % の延滞利子が生じます

※相談窓口はお住まいの市町村社会福祉協議会となります。

本特例貸付の受付期間は、令和 3 年 8 月末まで延長されました。

- 生活福祉資金は、資金の貸付と必要な相談支援を通じて、借入相談者や借受世帯の支援を目的とした公的な貸付制度であり、都道府県社協が実施主体、市町村社協が相談・申込の窓口となっています。
- 厚生労働省から本貸付事業の特例的な取扱いに関する通知が発出されることにより、通常の貸付要件（貸付対象、据置期間、償還期間等）が緩和されます。今般の新型コロナウイルス感染症の発生による休業等による影響を受け、本貸付事業の特例措置が設けられました。
- 今回の新型コロナウイルス感染症の影響による国の特例措置については、緊急小口資金のほか、総合支援資金にも特例措置が設けられています。総合支援資金の概要は以下のとおりです。

貸付手続の流れ



<実施主体> 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

<問合せ先> 〒020-0831盛岡市三本柳 8 - 1 - 3 ふれあいランド岩手内
TEL019-637-4496 FAX 019-637-9722